

(要約版)

## マレーシアにおける喫煙問題とイスラームに関する研究

助成研究者 竹野富之 (愛知県立芸術大学 文化人類学)

### 1. 目的

近年のイスラーム研究では、ファトワの内容や発布された背景について分析・検討が進んでいる。例えば、マレーシアに限ると Farid,Tajul,Mohd Hisam(2001)の著作、Ahmad Hidayat Buang(ed.)(2004)の論文集がその業績としてあげられよう。なお、筆者は上記の文献を読み込む中で、Mohamed Azam Mohamed Adil(2004)が紹介した喫煙に関するファトワに興味を持ち、TASC の研究助成を申請するきっかけとなった。その結果、研究助成を得たことで本格的に喫煙に関するファトワの研究・検討を始めることになった。そこで実際に筆者が本研究を進める中で痛感したのが、マレーシアにおけるタバコ喫煙に関するファトワ(マレーシアでは事実上の宗教令)の問題は多くの分野(公衆衛生や経済、政治等)にまたがる複合的な問題であるということである。従って、報告書では禁煙に関するファトワ問題を構築する個々の要素の分析は簡単な説明にとどめ、問題の全体像を把握することに重点を置いた。

### 2. 方法

本研究はマレーシアにおける現地調査(2011年8月5日-29日)と日本国内での調査(東京、大阪、神戸)で収集した資料、ネット等で公表されている各関連機関の資料、タバコ関連の文献研究を中心に進めた。まず、現地での調査では、禁煙に関するファトワを発布しているクダー州、スランゴール州の宗教局、全国のファトワ管理に関わるマレーシア・イスラーム開発局(JAKIM)といった宗教関連組織、タバコの健康被害に取り組むペナン消費者協会(CAP)、マレーシア統一イスラーム開発局(PPIM)といったNGOを調査し、マラヤ大学マレー学科の Dato'DR.Othman Yatim 教授や Ahmad Hakimi 講師から調査に関する助言を得た。国内では、東京都にある大塚モスクとマレーシアハラールコーポレーション、兵庫県の神戸モスク、大阪の日本ハラール協会(JHA)に調査に入った。また、以前に実施したフィールドワークで得たファトワ制度に関する情報、現地で購入した宗教関連書籍を整理し、読み込んだ。その上で、2011年の調査で得た関係者の証言、連邦政府厚生省のタバコ対策、ハラール産業、タバコ市場の概要等に関連する資料を収集・整理し、マレーシアにおける喫煙問題の現状とその背景に関する分析を行った。

### 3. 結果

まず、マレーシアのタバコ市場の概要について述べておく。マレーシアのタバコの販売、生産の市場は外資系企業によって支えられている。また、政府は国内のタバコ産業を関税によって保護してきたが、ASEANの自由貿易協定によって政策上の方向転換を迫られている。ただし、政府は葉タバコ生産と流通を統制し、タバコ産業関連の税収入を得ており、財源・国内経済上、タバコ市場を重視している。他方でタバコに関連する広告は直接的なものはもちろん、間接的なものさえ規制されており、その規制は厳しい。また、連邦政府厚生省は1986年からタバコ健康被害について禁煙スペースを拡大するなどの対策をとっている。

さて、一般的にファトワとはイスラーム教徒達が日常生活における様々な悩みや疑問を学者にぶつけ、それに学者が教義解釈の中から答えるというものである。そのため、ファトワは宗教指導者や学者の一見解に過ぎず、シャリーア法(イスラーム法)における判決とは異なり、法的拘束力を持たないものである。しかし、マレーシアのファトワは各州(9つの州と連邦直轄領)で任用されたムフティ(mufti)と呼ばれる宗教指導者と宗教関連機関での議論を通じて、官報に掲載されると「法的拘束力」を持つ。なお、喫煙に関するファトワは1970年のプルリス州を皮切りに1995年にスランゴール州、2003年にマラッカ州、2004年にペナン州と発布されていった。従って、上記の州では、喫煙は宗教令違反である。さらに近年、マレーシア国家主導でハラール産業を育成する中で、ハラール食品の信頼性を担保する上でタバコは障害となりつつあり、そうした流れを踏まえたうえで、今後の全国規模の禁煙に関するファトワ発布の動きを注視していく必要がある。

### 4. 考察

まず、マレーシアにおける喫煙問題の取り組みは連邦政府厚生省と各州の宗教行政という二つのレベルで考えなくてはならない。つまり、マレーシアにおける同問題の特色はすでに指摘したように連邦政府厚生省と宗教行政が同じ目標(禁煙による健康の増進等)に向かって、各々の立場から取り組んでおり、両者の間には明確な協力関係は存在しない。それは前者が国家的な見地からの対応であるのに対して、後者は各州のイスラーム教義の解釈に立脚しての対応であるからである。

また、喫煙問題への取り組みが1970年にプルリス州がファトワを発布しているように宗教関連機関の方が連邦政府厚生省(1986年から調査開始)より早かった点は興味深い。この点については、Dato' Dr. Othman Yatim 教授が指摘しているように「かつての連邦政府とタバコ業界が密接な関係にあったこと」、国益の観点からすれば、連邦政府がタバコ産業のもたらす様々な恩恵を失うことを恐れたためであろう。従って、喫煙対策をめぐるのはイスラームの教義解釈に立脚した各州の宗教行政と国益を重んじ

る連邦政府との間で温度差が生まれ、結果的にマレーシア国家は「イスラームの宗教行政を重視すべきか？ 国益を重視すべきか？」というジレンマに陥っているといっただろう。ただし、近年では ASEAN による自由化の波を受けて政府もタバコ生産者に転作を勧めるなど国内のタバコ産業をめぐる外部環境も変化しつつある。さらに世界規模で分煙対策や禁煙を勧めるなど喫煙を社会悪と認識する動きが加速化している。それに対応してか、人々の健康志向が高まっており、連邦政府はより安全かつイスラーム教義に厳密に適ったハラール認証制度の確立とそれに基づくハラール産業育成に積極的に取り組むようになってきた。そこで興味深いのは、ハラール認証の厳密さを担保するために食品の成分分析といった科学的な技術なり知識なりが活用されていることである。要するに「よりイスラーム的なもの」を証明する道具として科学技術やその知識が利用されているのである。従って、今後もイスラームのコンテクストにおけるタバコに対するネガティブなイメージの定着に科学的知識が一役買うのかもしれない。いずれにせよ、マレーシアのハラール認定は厳密であると国際的に評価されており、その厳密性をアピールする上で喫煙問題は極めてマイナス・イメージとなる。例えば、ハラール産業に関わる職員は製造現場等で喫煙をしてはならないという規定があるようにハラール産業にとって喫煙はハラール認証の信頼性を担保する上でも遠ざけなければならないのである。従って、ハラール産業の育成という国益上の観点から、マレーシア国家がイスラームの理念を利用し、より厳格なタバコ規制に乗り出す可能性を考慮すべきだろう(すでに進行中と思われるが)。逆に各州における喫煙禁止に関するファトワ発布の動きがそれによって活性化することも考えておくべきであろう。

以上からマレーシアにおける喫煙に関するファトワ問題は、イスラームの教義上の位置づけ、各州のファトワ制度のあり方といった宗教レベルの問題、喫煙による健康被害対策、ハラール産業の育成、タバコ産業に関わる雇用問題といった政治、宗教、経済といった様々なレベルの諸問題が複雑に絡み合っていることが理解できよう。